

高松市監査委員告示第16号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年11月18日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	山下稔
同	辻正雄

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成18年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 ひぐらし荘の運営管理について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部長寿福祉課ひぐらし荘

ア 措置通知日 平成21年9月2日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 施設修繕料および光熱水費を適正に配分して支出すべきもの
施設修繕料および光熱水費の支出については、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの各施設において適正に配分して支出した。

(イ) 適正な随意契約の根拠規定を記載すべきもの
浄化槽点検委託、廃棄物処理委託、電気工作物委託については、競争入札による契約とし、その他のものについては、適正な根拠理由を記載した。

(ウ) 不動産登記を適正にすべきもの
土地所有者については、高松地区広域市町村圏振興事務組合から高松市他3町名義に変更した。建物の未登記物件については、

高松市他3町名義で登記を行った。

(エ) 備品管理を適正にすべきもの

備品シールの貼付のない備品については、備品シールを確実に貼付した。また、毎年度末に報告される備品現在高報告書による数量と、現在高を確認の上、保管管理した。

(オ) 前年度末の繰越残高を物品受払簿に適正に記載すべきもの

前年度末の繰越残高を、薬品受払簿および賄材料受払簿に適正に記載した。また、毎月末において、現物に当たって数え、受払簿により確実に記載し、物品管理をした。

(カ) 入所者預り金を規程に基づき適正に管理すべきもの

毎月末において、入所者預り金台帳を整理、確認し、検印欄に確認印を押印して、規程に基づき適正に管理した。

(キ) 敷地の一部に残っている国有地を購入すべきもの

国有財産売買契約を締結し、国有地を購入し、高松市名義で登記を行った。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 平均的な社会福祉法人と比べ、養護老人ホームの給与費比率および賄材料比率が高いことについて

20年度給与費については、前年度に比べ17パーセントの減となっており、賄材料については、17年度に比べ20年度は、4.99パーセントの減となった。

(イ) 賄材料費を支出する際、コスト意識を認識することについて

予算の範囲内で、栄養価、食材価格等を試行錯誤した結果、17年度実績に比べ20年度は、30パーセント以上の減となった。

(ウ) 平均的な社会福祉法人と比べ、特別養護老人ホームの給与費比率および賄材料比率が高いことについて

20年度給与費については、前年度に比べ退職手当の関係で1パーセントの増となっており、賄材料については、17年度に比べ20年度は、3.42パーセントの減となった。

(エ) 物品の实地棚卸の実施について

物品の管理については、在庫管理の適正化を図るとともに、物品受払簿により確実に記載し管理した。

(オ) 实地棚卸に伴う数量管理について

物品の管理については、現物に当たって数え、物品受払簿により確実に記載し管理した。また、受払簿については、定期的に決裁を受け、事務処理した。